

新潟県環境基本計画の見直し素案の修正 一覧表

資料2

整理番号	頁	原文（素案）	修正案（最終案）	理由等
1	24	<p>【土壌・地下水汚染対策】</p> <p>…土壌汚染についても、土壌汚染対策法の改正により有害物質使用特定施設の廃止時における土壌調査に加え、<u>土地の形質変更時における</u>届出が義務付けられるなど規制が強化されており、県内では同法に基づく土壌汚染が存在する区域として平成27年度末現在で8件が指定されています。</p>	<p>【土壌・地下水汚染対策】</p> <p>…土壌汚染についても、土壌汚染対策法の改正により有害物質使用特定施設の廃止時における土壌調査に加え、<u>一定規模以上の土地の形質変更時における</u>届出が義務付けられるなど規制が強化されており、県内では同法に基づく土壌汚染が存在する区域として平成27年度末現在で23件が指定されています。</p>	<p><市町村> 内容及び県内全域の件数に修正。</p>
2	55	<p>■瀬戸内海の保全と再生</p> <p>●沿岸域の環境の保全、再生及び創出</p> <p>…良好な海域環境や漁業資源の維持を図る上で重要な藻場・干潟の<u>造成を図るとともに</u>、隣接県と連携し、<u>播磨灘での広域的な</u>里海づくりを進めます。</p>	<p>■瀬戸内海の保全と再生</p> <p>●沿岸域の環境の保全、再生及び創出</p> <p>…良好な海域環境や漁業資源の維持を図る上で重要な藻場・干潟の<u>保全及び再生に取り組む</u>とともに、隣接県とも連携し、<u>海域環境の特性等に応じた</u>里海づくりを進めます。</p>	<p><市町村> 改訂作業中の県水産振興プランの方向性や瀬戸内海の環境の保全に関する県計画を踏まえた修正。</p>
3	31	<p>■野生鳥獣の保護管理</p> <p>…ツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、レッドデータブックに記載された地域個体群の安定的維持を図ることとし、<u>農林業等に被害を与えているイノシシ、ニホンジカについては</u>、猟期の延長等の規制緩和や鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業などの新たな制度の活用等により捕獲を<u>促進</u>します。</p>	<p>■野生鳥獣の保護・管理</p> <p>…ツキノワグマについては、県民の安全・安心の確保を第一に、レッドデータブックに記載された地域個体群の安定的維持を図ることとし<u>ます。一方、</u>農林業等に被害を与えているイノシシ、ニホンジカについては、猟期の延長等の規制緩和や鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業などの新たな制度の活用等により捕獲を<u>強力的に推進</u>します。</p>	<p><パブコメ> 分かりやすくするために記述を整理。</p>
4	59	<p>■野生鳥獣の保護管理</p> <p>●特定鳥獣保護管理対策の推進</p> <p>…ツキノワグマについては、第一種特定鳥獣保護計画に基づき、県民の安全・安心の確保を第一に、人とツキノワグマとの</p>	<p>■野生鳥獣の保護・管理</p> <p>●特定鳥獣保護・管理対策の推進</p> <p>…ツキノワグマについては、第一種特定鳥獣保護計画に基づき、県民の安全・安心の確保を第一に、人とツキノワグマ</p>	<p><パブコメ> 分かりやすくするために記述を整理。</p>

番号	頁	原文（素案）	修正案（最終案）	理由等
		棲分けなどの対策を実施します。 また、農林業被害が深刻化しているニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の調整及び被害防除対策等を総合的に行います。	との棲分けなどの対策を実施します。 一方、農林業被害が深刻化しているニホンジカ及びイノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の調整及び被害防除対策等を総合的に行います。	
5		指標	現況数値を更新するとともに、検討中としていた指標を入力	

- 【 】は、現状と課題項目
■ は、主要施策
● は、重点プログラム